

人事案件

◆ 人権擁護委員 ◆



安山 茂 氏

川辺町 野崎



上村 敏子 氏

穎娃町 牧之内



浮邊 泰祐 氏

穎娃町 別府

※同委員は、市町村が議会の意見を求め、法務大臣に推薦するものです。
任期は、法務大臣が委嘱した日から3年間です。



議会会議録はここで見れます。

- ◎校区公民館(各館1部)
- ◎市立図書館(各館2部)
1部は貸出用です。
- ◎インターネット(南九州市ホームページ)

請願・陳情について

請願・陳情は、市民の皆様の意見や要望を行政に反映させるための制度で誰でも議会に提出することができます。

請願・陳情の提出方法

請願・陳情の件名、趣旨、提出年月日、提出者の住所・氏名（法人等団体の場合は、その名称・代表者氏名）を記載し捺印の上、議長宛に提出してください。

請願の場合は、その趣旨に賛成する市議会議員の紹介が必要となりますので、紹介議員の署名又は捺印が必要です。

なお、議会運営委員会2日前（土・日曜日は除く）に受理されたものは、その定例会で審査し、それ以降に受理したものは、次回以降の定例会で審査することになります。

詳しいことは、議会事務局（83-2511）までお問い合わせください。

